※ 内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

(内閣提出法律案)

少年法等の一部を改正する法律案(第164回国会閣法第44号)

【要旨】

本法律案は、少年非行の現状に適切に対処するため、警察官による調査手続、14歳未満の少年の少年院送致、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備するとともに、裁判所の判断により国選付添入を付する制度を新設するための所要の規定を整備しようとするものである。

ねんきん事業機構法案(第164回国会閣法第77号)

【要旨】

政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止し、厚生労働省に特別の機関としてねんきん事業機構を設置することとし、その組織に関する事項及び適正な事業運営を確保するための措置を定めようとするものである。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案 (第164回国会閣法第78号)

【要旨】

国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付 方法の多様化等、被保険者の利便の向上を図り、保険料の納付を促進するための施策を導 入するほか、福祉施設規定を見直す等の措置を講じようとするものである。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(第163回国会閣法第22号)

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

(予備費等支出承諾)

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成17年4月19日から17年12月13日までの間に使用を決定した金額は996億円で、その内訳は、①衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費752億円、②イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に必要な経費86億円などである。

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省 各庁所管経費増額調書(その1)

【要旨】

平成17年6月17日から17年11月29日までの間に決定した経費増額総額は775億円で、その内訳は、①道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額293億円、②治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額202億円などである。

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成18年3月17日から18年3月22日までの間に使用を決定した金額は111億円で、その内訳は、①豪雪に伴う道路事業に必要な経費97億円、②家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費13億円である。

平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆6,521億円のうち、平成18年3月22日から18年3月31日までの間に使用を決定した金額は20億円で、その内訳は、道路整備特別会計における豪雪に伴う道路事業に必要な経費20億円などである。

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省 各庁所管経費増額調書(その2)

【要旨】

平成18年3月22日から18年3月31日までの間に決定した経費増額総額は767億円で、その内訳は、①労働保険特別会計徴収勘定における労働保険料の他勘定へ繰入れに必要な経費の増額642億円、②道路整備特別会計における豪雪に伴う道路事業に必要な経費の増額97億円などである。

(国会の承認・承諾案件)

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関 し承認を求めるの件(第164回国会閣承認第3号)

【要旨】

厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、社会保険事務所を設置しようとするものである。